

秋田県水産業協同組合等検査要綱

最終改正 令和4年4月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第1項から第5項までの規定により知事が行う水産業協同組合並びに水産業協同組合の子法人等（同法第122条第2項に規定する子法人等をいう。）及び信用事業受託者（以下「組合等」という。）の検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営を促進し、水産業の健全な発達に資することを目的とする。

(検査員)

第3条 検査は、知事が命ずる職員（以下「検査員」という。）に行わせるものとする。

2 検査に当たっては、検査員の中から1人を当該検査の責任者（検査責任者）として選定するものとする。

(検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付)

第4条 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他責任者に対し、当該検査に係る検査命令書（別記様式1）及び当該検査に係る検査員であることを証するものとして水産業協同組合法施行細則（昭和26年秋田県規則第19号）第21条に定める身分証明書を提示するとともに、検査対象者の役員その他の責任者に対し、当該検査に係る検査通告書（別記様式2）を交付するものとする。

(検査事項)

第5条 検査は、次の事項について行う。

- 一 業務運営の状況
- 二 資産、負債及び資本並びに損益の状況

(検査の方法)

第6条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所に臨検する実地検査の方法により行う。ただし、必要があるときは、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所に臨検することなく、提出された資料を検証し、電話、メール等の活用により行う、検査対象者と対面しない書面検査を行うことができる。

2 検査員は、十分な注意をもって検査を実施するとともに、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

3 検査員は、被検査組合等の内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない。

4 検査員は、被検査組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足る合理的な基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。

(検査基準日及び検査の範囲)

第7条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合その他やむを得ないと認められる場合は、別に定める日とする。

2 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合等の業務及び会計の状況について行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前及び検査基準日後の組合等の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

(無通告検査の原則)

第8条 検査は、あらかじめ通告をしないで行うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

(執務時間内検査の原則)

第9条 検査は、被検査組合等の執務時間内に行うものとする。ただし、現物検査その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(検査の立会)

第10条 実地検査として現物（現金、有価証券、棚卸資産等）の検査を行うに当たっては、検査対象者の役員その他の責任者1人以上の立会いを得て行わなければならない。

2 検査に当たっては、前項に定める立会人のほか、被検査組合等の監事の立会を得るよう努めなければならない。

(検査員の心得)

- 第11条 検査員は、検査に当たっては、組合等の業務の執行に支障のないように留意しなければならない。
- 2 検査員は、検査に当たっては、常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るよう努めなければならない。
- 3 検査員は、検査を通じて知り得た事項や秘密を他に漏らし、又は自らこれを利用してはならない。

(私物検査の制限)

- 第12条 検査員は、被検査組合等の役員及び使用人の私物については検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、当該私物の所有者又は管理者の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先その他との照査)

- 第13条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは会員若しくはその他の取引先（出資先を含む。）、退職した役員若しくは使用人又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(意見の聴取)

- 第14条 検査員は、検査を終了するに際して、検査によって明らかとなった事項について、役員等から意見を聴取するようにしなければならない。

(検査結果の講評)

- 第15条 検査員は、検査を終了するに際して、全役員に対して検査の結果についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。

(検査結果の報告)

- 第16条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査結果報告書（検査復命書）を作成して、知事に提出しなければならない。
- 2 検査員は、前項の検査結果報告書（検査復命書）の提出の際に、別途定める検査調書を作成し、併せて知事に提出するものとする。

(検査書の作成等)

- 第17条 知事は、前条の規定による報告があった場合において、法令の違反又は組合等の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項があるときは、当該事項を記載した検査書を作成し、組合等に交付するものとする。

(検査の拒否等に対する措置)

第18条 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査員は直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

第 号

検 査 命 令 書

職 氏名

水産業協同組合法第 1 2 3 条第○項の規定により、次の水産業協同組合等の検査を命ずる。

水産業協同組合等名

年 月 日

秋田県知事 氏 名
(公印省略)

別記様式2 検査通告書（第4条関係）

番 号
年 月 日

検査対象者
代表者役職名 様

秋田県知事 氏 名
(公印省略)

〇〇検査（〇〇検査）の実施について（通知）

水産業協同組合法第123条第〇項の規定に基づく〇〇検査（〇〇検査）について、次のとおり実施します。

- 1 検査開始日
年 月 日
- 2 検査員職氏名